

概要版

生駒市人権に関する基本計画第 2 次（案）

○策定の背景

生駒市では、「生駒市人権擁護に関する条例」に基づき、平成 13（2001）年に「人権教育のための国連 10 年」生駒市行動計画を策定し、平成 17（2005）年には「生駒市人権に関する基本計画」を策定し、市民、事業者、行政が一体となって推進してきました。

また、平成 28 年度には「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消推進法」「部落差別解消推進法」のいわゆる人権三法が成立し、人権に関する取り組みが一層重要となっています。

生駒市人権に関する基本計画第 2 次は、生駒市人権に関する基本計画の成果と課題を基に、人権に関する国際社会の動きや国・県の動向も踏まえ、豊かな人権文化の創造という「人権教育のための国連 10 年」生駒市行動計画の理念を引継ぎ、より一層推進するため、人権施策の基本指針として策定するものです。

○計画期間

生駒市人権に関する基本計画の計画期間は、平成 31（2019）年度を初年度として、10 年後の 2028 年度を目標年度とします。ただし、計画策定後、社会経済情勢の変化に応じて計画を見直し、更新します。

○人権の将来像

生駒市人権施策に関する基本計画では、旧計画の基本的な考え方を踏襲し、「地域共生社会」の考え方をふまえ、誰もが互いの個性を尊重し、多様な文化や価値観、個性を共に認め合う人権尊重のまちをめざします。

多様性を認め合い、つながり、
個人が尊重される共生社会の実現 豊かな人権文化の創造

○目標と施策の方向性

(1) 人権施策の推進方向

- 人権教育・啓発の推進(学校教育、社会教育)
 - ・家庭教育、地域での交流促進(高齢者、障がいのある人、子ども、外国人など)
 - ・事業所に対する啓発(パワハラ、マタハラなど)

- 相談・支援の充実
 - ・相談体制の充実(総合相談体制、人材の育成・確保)

- ボランティア活動への支援

【取組目標】

	指標項目	目標値
1 人権教育・啓発の推進	人権教育地区別懇談会の延開催回数(回)	83(H35)
	講演会等に参加した延参加者数(人)	10,000(H35)
	人権教育講座「山びこ」の延参加者数(人)	2,000(H40)
	自分が人権侵害を受けた割合(%)	7.2(H40)
2 相談・支援の充実	人権関係の相談延件数(件)	7,000(H40)
	子ども・若者総合相談窓口(ユースネットいこま)相談者数(人)	85(H35)
	人権侵害を受けた場合の市担当者や人権擁護委員に相談した割合(%)	72(H40)
3 ボランティア活動への支援	日本語学習支援ボランティア養成講座延べ受講者数(人)	200(H35)
	国際化ボランティアの延登録者数(人)	100(H40)

(2) 分野別人権施策の推進 ※各分野別の施策目標を策定しています。

- 女性 ○子ども ○高齢者 ○障がい者 ○同和問題 ○在日外国人 ○犯罪被害者とその家族 ○インターネット等による人権侵害 ○LGBTなどの性的少数者
- さまざまな人権問題

○推進体制

「生駒市人権教育及び人権啓発推進本部」を中心とした関係部局の緊密な連携のもとに全庁的な推進体制を行いながら推進します。

○進行管理

計画の進行管理は、生駒市人権擁護に関する条例に基づき設置されている人権施策審議会に本基本計画に基づく事業実施状況等を報告します。